

第 19 回延岡市農業委員会会議録

(令和 7 年 1 月 28 日)

1. 開催日時 令和7年1月28日（火）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8		9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11	小 野 有 紗	12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 22 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正 太 郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 太 郎	17	田 口 誠	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20		21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第65号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第66号 農地法第5条の許可申請について

議案 第67号 非農地証明願について

報告 第62号 農地法第4条の届出について

報告 第63号 農地法第5条の届出について

報告 第64号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第65号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第30号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

協議 第31号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	稲 村 斎	北川産業建設課 専門主事	渡 辺 親 弘

8. 会議の概要

9 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願いいたします。
議 長	皆さん、おはようございます。 それでは、ただ今から第 19 回 延岡市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告いたします。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 2 番、佐藤純子委員と委員番号 19 番、矢野光一委員のお二人にお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 65 号 農地法第 3 条 所有権の移転についてから議案第 67 号 非農地証明願についてまでの議案 3 件、報告案件 4 件、協議案件 2 件となっています。
議 長	それでは、議案第 65 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。 整理番号 1 番について、農地利用最適化推進委員の佐藤隆美推進委員より説明をお願いいたします。
佐 藤 推 進 委 員	推進委員の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明いたします。農地の所在は天下町の 2 筆、地目は畑、面積は 218 m²と 254 m²の計 472 m²です。譲渡人、譲受人は共に天下町在住の方です。理由は経営規模拡大です。 1 月 22 日に、私と会長と譲受人の方とで現地を調査いたしました。現地は少し荒れていたのですが、草刈りして綺麗にしまして意気込みが感じられました。特に問題はないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 3 番、花畑志良一委員より説明をお願いいたします。

花 畑 委 員	委員番号 3 番の花畑です。整理番号 2 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町早上地区で、畑 3 筆の合計 1,782 m²です。譲渡人は日向市在住の方で、譲受人は北方町早上在住の方です。状況は 10,121 m²、労力人は 2 人となっています。理由は経営規模拡大です。 去る 21 日に、甲斐一太郎推進委員と私で現地調査を行いました。現地は、牛の放牧地を作っている所の端にある農地で、1 筆をその放牧地の延長にして、後の 2 筆にイタリアンを作りたいとのこと。そこは栗畑になっていましたけれど、その下にイタリアンを撒いて、放牧牛の餌にするということです。何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 3 番と 4 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊 池 委 員	委員番号 5 番の菊池です。整理番号 3 番 4 番についてご説明いたします。 先ずは 3 番についてです。農地の所在は北方町曾木、畑 1 筆の 142 m²です。譲渡人は伊形町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。理由は経営規模拡大です。この譲渡人も譲受人も元は曾木地区在住で同じ集落だった方々です。この土地は、譲受人が以前からずっと草を切ったりして管理していたようですが、この際売買をとったようであります。何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。 続きまして、4 番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で、畑 3 筆の 865 m²です。譲渡人は北一ヶ岡在住の方で、譲受人は整理番号 3 番の方と同様の方です。理由は経営規模拡大です。この譲渡人も元曾木在住でして、同じ集落の出身です。この田んぼは以前からずっと譲受人が耕作をされていて、今回売買が整ったようです。地域要件については問題ないです。この譲受人は今息子さんと一生懸命農業をされています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 5 番について、委員番号 11 番、小野有紗委員より説明をお願いいたします。
小 野 委 員	委員番号 11 番の小野です。整理番号 5 番についてご説明いたします。農地の所在は北川町川内名、畑が 1 筆の 111 m²です。譲渡人は昭和町在住

		の方で、譲受人は北川町川内名在住の方です。譲受人の経営状況が0となっていますが、譲受人はこの農地で父親の代から長年にわたり野菜を作り、管理をしてきたようです。そのことから所有権移転の話が出たそうです。 1月23日に、私と甲斐昭浩推進委員と譲受人の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件も何ら問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	高 橋 委 員	次に、整理番号6番について、委員番号13番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。 委員番号13番の高橋です。整理番号6番についてご説明いたします。農地の所在は下伊形町、地目は畑で3筆合計の1,000㎡です。理由は経営規模拡大です。譲渡人、譲受人共に下伊形町在住の方です。譲渡人の御主人が近頃亡くなられたので、農地を処分して母親の住んでいる宮崎の方に移りたいということで、話がまとまったそうです。 1月24日に、私と岩切伸行推進委員と譲受人の父親にあたる方で現地調査を実施しました。所在周辺は山林で獣害の被害が多数出ている場所で、耕作するのも難しいような所だと思いました。他には何ら問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	牧 野 委 員	次に、整理番号7番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。 委員番号15番の牧野です。整理番号7番についてご説明いたします。所在は上三輪町の2筆で、地目は田と畑、合計で339㎡です。 1月25日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の方とで現地確認をいたしました。田の方は鹿越という集落の中に有り、畑の方は鹿越の上の集会場のすぐ横で、畑として昨年まで耕作をしていた状態でありました。譲渡人は昭和町在住の方で、譲受人は上三輪町在住の方です。状況は6,674㎡で、経営規模拡大となっております。譲渡人の方が、どうしてもこの土地を処分したいという事で、譲受人の方に相談があったようです。地域との調和要件も何ら問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長		次に、判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。

事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明いたします。配付しています農地法第3条調査書の1ページから7ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件等問題ないとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議長	何かございませんか？
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。
議長	続きまして、議案第66号 農地法第5条の許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号5番、菊池光雄委員より説明をお願いいたします。
菊池委員	委員番号5番の菊池です。整理番号1番についてご説明いたします。農地の所在は北方町曾木地区で、畑2筆の755㎡です。譲渡人は曾木地区在住の方で、譲受人の方は曾木地区の土木会社です。理由としては、宅地と駐車場です。 1月22日に、私と甲斐正太郎推進委員と事務局、県の担当者と譲受人の代理人とで現地調査を行いました。この案件は個人の農地を会社に移転するという案件ですが、既に建物が建っており、社員宅になってました。違反転用ではありますが、始末書も出されているようですので、別に問題はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願いいたします。
高 橋 委 員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 2 番についてご説明いたします。所在は赤水町の 5 筆、合計 2,145 m²で、地目は畑です。譲渡人は、赤水町・土々呂町・児湯郡在住の方で、譲受人は長浜町在住の方です。 1 月 22 日に、私と事務局、振興局と代理人立会いの下現地調査を行いました。譲受人は、ここにミニ動物園を開くという目的です。動物・ミニ動物の展示、繁殖して販売、ふれあい広場開催等をすると思っています。動物園は、市街化調整区域では法律上は出来ないそうですので、県の許可はミニ動物飼育ということで許可が出ているそうです。22 日に行って実際に見た動物では、ミニ豚、猿、蛇、アヒル等を飼育するそうです。この 5 筆の畑の北側は、廃業した土建屋さんの土地と建物と土場がありまして、この土建屋さんが無許可で埋め立て使用していた畑だそうです。それが昭和 63 年頃の話とのことで、それから使用していたそうです。経過については追認という形になるのですが、顛末書を代理人の方が提出するそうです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。 事務局 はい。農地区分につきまして説明いたします。 整理番号 1 番につきましては、急峻な登坂の途中にある周辺に一団の農地が見当たらない生産性の低い第 2 種農地となります。相続を機に社宅と駐車場が農地となっていることが判明し、転用申請に至った追認申請となります。業務上必要な施設として、立地基準に問題ないと判断いたしました。 また、一般基準につきましては、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 整理番号 2 番につきましては、海岸線に面した周辺に一団の農地が見当たらない生産性の低い第 2 種農地となります。今回、愛玩動物飼養、ふれあい動物園的なものを開設したいとして申請に至ったもので、保健所等の許可も下りております。しかしながら、当該農地は S63 年に隣地を利用していた運送会社が仮登記し、トラック運送の駐車場等として活用していたものであり、追認申請となります。今回、地権者が相続人等となっておりますが、S63 年当時の地権者が他界しており、相続人も全く知らなかったとの申立てです。立地基準に問題ないと判断いたしました。

		また、一般基準につきましても、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断いたしました。 以上、ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議	長	何かございませんか？
委	員	ありません。
議	長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達いたします。
議	長	続きまして、議案第 67 号 非農地証明願について提案いたします。 整理番号 1 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明をお願いいたします。
牧 野 委 員		委員番号 15 番の牧野です。整理番号 1 番についてご説明いたします。 所在地は上三輪町です。地目は畑で、合計で 2,570 m²です。 1 月 24 日に私と甲斐推進委員、酒井推進委員と申請人の方 4 名で現地調査いたしました。1 筆は、下の左側の地図を見ていただきますと、西部処分場から 500m くらい西側の所にあります。30 年近く経った杉が植林されており、とても畑として使用することは不可能と判断いたしました。もう 1 筆は、右側の地図を見ていただきますと、鹿越の集会所から東側約 200 m の所にあります。ここは、竹林が半分で残りは 30 年くらい経った杉が植林されておりました。とても農地として使用することは不可能と判断いたしました。2 筆共に 10 年以上は耕作放棄され、所在的にも農地として使用することは困難な状況であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか？
議	長	何かございませんか？
矢 野 委 員		はい。

議 長	矢野委員。
矢 野 委 員	19 番の矢野です。今回の非農地の件なのですが、1 筆の方は全部がそうではないと聞いたのですが、もう 1 筆の方はほとんど杉が植林されているという事で、これは転用という形ではなくて、非農地という形にした方が良かったのですかね？これは申請人の意向によって転用か非農地申請かに変わるということなのですかね？こういう所が多分正直いくつかあるような気がするので、どういうふうに処理をすれば良いのかなと思ひまして、質問しました。お願いします。
事 務 局	はい、お答えいたします。今回の件に関しましては、ご本人さんの意向があったのが一つと、現地を確認したところ、杉が全面というわけではなくて竹林の方が多いくらいの感じだったので、今回の件に関しては現地確認で、本人さんのおっしゃる通り、非農地申請で妥当だろうと判断いたしました。
矢 野 委 員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	他にございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願いいたします。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明いたします。始めに、報告第 62 号、農地法第 4 条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっています。 議案書の 11 ページに記載しておりますが、1 件の届出があり、田 1 筆 277 m ² の転用となっております。

		次に、報告第 63 号、農地法第 5 条の届出について説明いたします。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 13 ページに記載しておりますが、2 件の届出があり、田が 1 筆の 257 m²、畑が 1 筆の 42 m²、計 2 筆の 299 m²の転用となっております。 次に、報告第 64 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明いたします。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 15 ページから 16 ページに記載しております。4 件の届出があり、田 3 筆の 3,771 m²、畑 3 筆の 2,900 m²、計 6 筆、6,671 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 65 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 18 ページから 22 ページをご覧ください。今回 14 件の届出があり、田が 62 筆の 40,001 m²、畑が 54 筆の 26,510 m²、計 116 筆の 66,511 m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
議	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委	員	ありません。
議	長	無いようなので報告を終わります。
議	長	次に協議第 30 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、総合農政課より説明をお願いいたします。
総合農政課		総合農政課の吉岡です。協議第 30 号 延岡市農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたします。 まずは、案件番号 1 番です。変更内容は、農用地区域からの除外、位置は北方町早日渡地区の 3 筆です。用途区分は農地、現況地目は田、面積は合計で 1,804 m²、変更理由は、金龍寺駐車場建設のためになります。事業計画者は金龍寺、農地法上の処理は農地法第 4 条です。申請地は、25 ページの斜線部分で農用地区域内になります。申請者は金龍寺、申請地に駐車

		場建設を考えております。これまで近くの道路に駐車を行っていたようではありますが、このままでは警察の方から違法駐車として収容されかねないし、今後多くの檀家さんや参拝者が来られる中で、駐車場が無ければ、お寺、ひいては早日渡地区の衰退、そういったことが懸念されるところです。駐車場の規模についても、これまでのお寺の行事への参加人数等から妥当なものとなっております。 除外するための要件につきましては、申請地は、農地の集団性を分断しない箇所に有り、駐車場にすること等による周辺の土地への影響も考えられません。又、駐車場の規模やお寺との位置関係等により代替地の検討は出来ませんでした。 次に案件番号 2 番です。変更内容については、農用地区域からの除外、位置は北方町早上地区、用途区分は農地、現況地目は畑、面積は 296 m²、変更理由は農家住宅建設のためです。事業計画者は北方在住の方です。農地法上の処理は農地法第 5 条です。申請地は、25 ページの斜線部分で農用地区域内になります。申請者は近隣の農地で畜産業を営んでいますが、この度県外に住んでいる長女夫婦が帰って来て、今後は農業を継いでいくので農家住宅の建設が必要となっております。近隣地での代替地の検討もしましたが、土砂災害警戒指定区域であったり、水道の貯水タンクの場所の問題もあり、当該地で建設をすることとなりました。今後周辺の農家がリタイアした農地も請け負って、後継者として農業を行う予定です。 除外するための要件につきましては、申請地は、農地の集団性を分断しない箇所にあり、周辺の農地への影響も考えられません。また、申請地付近には耕作地があり、農家住宅として妥当なものと考えております。 続きまして案件番号 3 番です。変更内容については、農用地区域への編入です。位置は小野町の 4 筆です。現況地目は田、面積は合計で 2,184 m²、変更理由は、沖田ほ場整備事業区域に編入するため、事業計画者は東臼杵郡農林振興局です。申請地は 26 ページの斜線部分で、該当地については現在農振白地区域であり、沖田ほ場整備事業の地区外ではありましたが、農地の有効利用を図るために農振青地への編入を行い、ほ場事業へ参加していく予定です。
議	長	只今説明がありました農業振興地域整備計画の変更につきましては、どうぞ皆さんご理解のほどよろしくお願いいたします。
議	長	次に協議第 31 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 28 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番から 7 番が下南方地区、 次に、整理番号 8 番から 13 番が伊形地区 次に、整理番号 14 番から 16 番が川島・追内地区 次に、整理番号 17 番から 22 番が東延岡地区 次に、整理番号 23 番から 28 番が沖田地区 次に、整理番号 29 番から 32 番が北延岡地区 次に、整理番号 33 番から 35 番が個別での促進計画となっております。 次に、議案書 31 ページから 36 ページが耕作者変更の促進計画となっております、 整理番号 1 番から 70 番までが沖田地区での促進計画となっております。 今回の促進計画では、30 ページの表下にあるとおり 13 人の出し手から 35 筆、32,191 m²の農地を個人 11 人と 1 法人に配分しますとともに、耕作者変更については 36 ページの表下にあるとおり 13 人の出し手から 70 筆、49,223 m²の農地を個人 1 人に配分する計画となっております 以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
委員	ありません。
議長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものといたします。
議長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願いいたします。
事務局	(事務局より説明)
議長	以上を持ちまして第 19 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了いたします。

会 長 甲 斐 壽 徳

2 番 佐 藤 純 子

19 番 矢 野 光 一